

寒川町告示第 2 号

下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 4 条第 6 項において準用する同条第 1 項の規定により相模川流域関連寒川公共下水道事業計画を変更するため、下水道法施行令(昭和 34 年政令第 147 号)第 3 条の規定により、次のとおり告示し当該計画の変更案を一般の縦覧に供する。

なお同条の規定により、利害関係人は、縦覧期間において当該事業計画の変更案について意見の申し出ができる。

令和 6 年 1 月 10 日

寒川町長 木村 俊雄

1. 名 称

相模川流域関連寒川公共下水道事業計画

2. 変更予定処理区域(排水区)

小動排水区、岡田第一排水区、岡田第二排水区、小出川直接流出区域

3. 工事着手及び完成予定年月日

工事着手の年月日 昭和 49 年 11 月 5 日

工事完成の予定年月日 令和 13 年 3 月 31 日

4. 縦覧場所

寒川町役場 都市建設部 下水道課

5. 縦覧期間

令和 6 年 1 月 10 日(水)から令和 6 年 1 月 24 日(水)まで

(午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで)ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。